

○野辺地町重度心身障害者医療費助成条例

平成五年九月二十二日

条例第十八号

改正 平成五年一二月一五日条例第二三号

平成六年一〇月三日条例第一三号

平成一二年九月一八日条例第一九号

平成一三年三月二一日条例第八号

平成一四年一二月一九日条例第二六号

平成一六年六月二一日条例第一七号

平成一七年九月二六日条例第一六号

平成一八年六月二二日条例第一六号

平成一八年九月二〇日条例第一九号

平成二〇年三月一八日条例第六号

平成二〇年六月一二日条例第一六号

平成二一年七月三一日条例第二〇号

平成二一年一二月一五日条例第二八号

平成二四年一二月一二日条例第二五号

平成二五年六月一七日条例第二三号

野辺地町重度心身障害者医療費助成条例（昭和五十九年野辺地町条例第三十号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は重度心身障害者の健康を保持するため、その医療費の一部を助成することにより自己負担の軽減並びにその療育の推進により福祉の増進を図ることを目的とする。

（平二〇条例六・一部改正）

（対象者）

第二条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、野辺地町の区域内に住所を有し、六十五歳未満の者にあつては、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による被保険者又は野辺地町重度心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「規則」という。）で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくは被扶養者であり、六十五歳以上の者にあつては、

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による後期高齢者医療被保険者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で当該各号に規定する身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた時の年齢が六十五歳未満であるもの及び平成十六年九月三十日以前に第四条の規定により受給者証等の交付を受けたものとする。ただし、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による被保護者（その保護を停止されている者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市町村である者を除く。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級、二級又は三級に該当する者（三級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。）
- 二 青森県愛護手帳（療育手帳）制度実施要綱（平成十五年八月十五日制定）による愛護手帳の交付を受け、青森県愛護手帳交付実施要領（平成九年三月三日制定）三による「A」に該当する者
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項による一級に該当する者

（平一二条例一九・平一三条例八・平一六条例一七・平一七条例一六・平二〇条例六・一部改正）

（支給の制限）

第三条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は対象者から除く。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の国民年金法（以下「旧法」という。）第六十七条第一項に規定する種類及び程度の災害を受けた場合はこの限りでない。

- 一 その者の前年の所得（一月から九月までの間の受診分に関しては前々年の所得。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）による改正前の国民年

金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号。以下「旧政令」という。）第六条の四第一項に定める額を超えるとき。

二 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で、主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、旧政令第五条の四第二項に定める額以上であるとき。

三 対象者の属する世帯に属するすべての国民健康保険被保険者について療養のあった月の属する年の前年（当該療養のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）に国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が六百万円を超えるとき。

四 対象者が六十五歳以上で、市町村民税世帯非課税者（その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村の特例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）に該当しない場合。

2 前項第一号又は第二号に規定する所得の範囲及びその額等の計算方法は、旧政令第六条及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和三十六年政令第五十四号）第五十二条の規定により読み替えて適用される旧政令第六条の二の規定の例による。

（平一二条例一九・平一三条例八・平一七条例一六・平一八条例一九・平二〇条例六・平二四条例二五・一部改正）

（受給者証等）

第四条 町長は、対象者又は対象者の父母、配偶者、親権者若しくは未成年後見人又は補助人、保佐人若しくは成年後見人、その他の者で現に対象者を保護する者（以下「保護者」という。）に対し、規則の定めるところにより助成額を受ける資格を証する受給者証等を交付する。

（平一二条例一九・一部改正）

（助成の額）

第五条 町長は、受給者証等の交付を受けた者が次の各号の一に該当する場合において、診

療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）により算定した額のうち、国民健康保険法、社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律、その他医療に関する法令等の規定により保険者又は国若しくは地方公共団体が当該医療に関し負担すべき額（高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給の基礎となる額に対する対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乗じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費附加給付金がある場合は、その額を含む。）を控除した額に相当する額（以下「支給額」という。）を助成する。

- 一 国民健康保険法による療養の給付又は療養費、保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたとき。
- 二 社会保険各法による療養の給付又は療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けたとき。
- 三 高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、療養費、保険外併用療養費又は訪問看護療養費の支給を受けたとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村民税世帯非課税者以外の対象者が前項の各号の一に該当する場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第一号の規定の適用を受けるとした場合に同項の規定により負担することとなる額から同法第八十四条の規定により算定した高額療養費に相当する額を控除した額を支給額から控除した額を助成する。

（平二一条例二〇・全改、平二一条例二八・一部改正）

（助成の決定及び方法）

第六条 前条の規定による医療費の助成は、規則の定めるところによる申請に基づき、町長がその内容を審査し当該申請に係る助成額を決定し支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法及び社会保険各法の規定による医療費（入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費を除く。）の助成にあつては、町長は当該医療を受けた者が当該医療機関又は保険薬局に支払うべき費用をもって助成額とし、医療機関等の請求に基づき青森県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金青森支部を通じて医療機関等に支払うことができる。

（平六条例一三・平一二条例一九・平一三条例八・平一六条例一七・平一七条例一六・平一八条例一九・平二五条例二三・一部改正）

（助成の期間）

第七条 助成の期間は、対象者が受給資格の要件を満たすこととなった日から、受給資格の要件を欠くに至った日までとする。

(届出義務)

第八条 対象者又は保護者は、規則で定める事項について、すみやかに町長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第九条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し又は担保に供してはならない。

(助成の返還)

第十条 町長は、対象者の医療費に関し、対象者又は保護者が損害賠償を受けたときは、その金額の限度においてこの条例に定める助成額の支給を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、偽りその他不正行為により、この条例による助成額の支給を受けた者があるときは、その者からすでに支給を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平五条例二三・一部改正)

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成五年十月一日から施行する。

2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一二月一五日条例第二三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一〇月三日条例第一三号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成六年十月一日から適用する。

2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年九月一八日条例第一九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年十月一日から施行する。
- 2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年三月二一日条例第八号）

この条例は、公布の日から施行し、平成十三年一月一日以後の受療について適用する。

附 則（平成一四年一二月一九日条例第二六号）

この条例は、公布の日から施行し、平成十四年十月一日以降の受療について適用する。

附 則（平成一六年六月二一日条例第一七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年十月一日から施行する。
- 2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年九月二六日条例第一六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。
- （適用区分）
- 2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年六月二二日条例第一六号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野辺地町重度心身障害者医療費助成条例の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

附 則（平成一八年九月二〇日条例第一九号）

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月一八日条例第六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- （適用区分）
- 2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年六月一二日条例第一六号）

この条例は、公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

附 則（平成二十一年七月三十一日条例第二〇号）

この条例は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則（平成二十一年一二月一五日条例第二八号）

この条例は、公布の日から施行し、平成二十一年八月一日から適用する。

附 則（平成二十四年一二月一二日条例第二五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年六月一七日条例第二三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年八月一日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

○野辺地町重度心身障害者医療費助成条例施行規則

平成五年九月三十日

規則第二十号

改正 平成六年一〇月三日規則第一三号

平成八年一二月三日規則第一五号

平成九年一一月五日規則第二一号

平成一〇年三月二七日規則第一一号

平成一二年九月二五日規則第一八号

平成一三年三月二一日規則第四号

平成一四年一二月一九日規則第二三号

平成一六年六月二一日規則第二九号

平成一七年九月二六日規則第三二号

平成二〇年八月一八日規則第九号

平成二一年七月三一日規則第一九号

平成二四年三月三〇日規則第五号

平成二五年七月二四日規則第一七号

平成二七年一二月二八日規則第一六号

野辺地町重度心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和五十九年野辺地町規則第十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、野辺地町重度心身障害者医療費助成条例（平成五年野辺地町条例第十八号。以下「条例」という。）第十一条の規定に基づき、重度心身障害者医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（社会保険各法）

第二条 条例第二条の規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）

（平一七規則三二・一部改正）

(受給者証の交付)

第三条 町長は、重度心身障害者医療費受給者証等交付申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）を審査の結果、条例第二条に規定する対象者であつて、条例第三条に規定する支給の制限を受けない者であることを確認したときは、対象者又は条例第四条に定める保護者に対し重度心身障害者医療費受給者証（様式第二号の一。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。ただし、当該受給者が高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受ける者については、受給者証に代えて重度心身障害者医療費受給者決定通知書（様式第二号の二。以下「決定通知書」という。）を交付するものとする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付して提出させるものとする。

- 一 国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員若しくはその被扶養者にあつては被保険者証
- 二 身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- 三 前年の所得（一月から九月は前々年）が明らかになる書類

3 受給者証又は受給者決定通知書（以下「受給者証等」という。）を交付したときは、重度心身障害者医療費受給者証交付台帳（様式第九号）を整備しておくものとする。

(平一二規則一八・平一七規則三二・平二一規則一九・平二五規則一七・一部改正)

(受給者証等の有効期間)

第四条 受給者証等の有効期間は、町長が認定した日から翌年の九月三十日までとする。ただし、当該認定の日が一月から九月である場合は、当該認定の日の属する年の九月三十日までとする。

(受給者証等の再交付)

第五条 対象者又は保護者は、受給者証等を亡失又はき損したときは、重度心身障害者医療費受給者証等再交付申請書（様式第三号）を町長に提出し、再交付申請をすることができる。

(平一二規則一八・一部改正)

(助成額の受給申請)

第六条 条例第六条第一項の規定による医療費の助成を受けようとする者は、重度心身障害者医療費支給申請書（様式第四号）に医療機関等の発行する領収書又は社会保険各法の保険者が発行する療養費附加給付金支給証明書を添付して町長に提出しなければならない。

(国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の高額療養費等の申請及び支給)

第七条 町長は、青森県国民健康保険団体連合会から送付された診療報酬請求書により、高

額療養費の支給対象となる受給者の属する世帯主に高額療養費支給申請書（様式第七号）を提出させ、高額療養費給付額調書（様式第八号）二部を添えて保険者に送付するものとする。

- 2 前項の高額療養費支給申請書を提出させるにあたっては、町長に対して高額療養費のうち対象者に係る分の受領について委任をさせるものとする。
- 3 保険者は受給者から第一項の申請があったときは、すみやかに支給額を決定し、その額を高額療養費給付額調書により町長に通知するとともに高額療養費受領の受任者である町長に支払うものとする。
- 4 町長は、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給対象となる受給者の属する世帯の世帯主等に高額介護合算療養費支給申請書を提出させるにあたっては、前2号の取扱いに準じ、高額介護合算療養費のうち対象者に係る分の受領について委任状（様式第七号の二）により委任させ、保険者は、高額介護合算療養費の受領の受任者である町長に支払うものとする。

（平二一規則一九・全改）

（助成額の決定通知）

第八条 町長は、第六条の申請を受理したときはその内容を審査のうえ当該申請に係る助成額を決定し、すみやかに重度心身障害者医療費助成額決定通知書（様式第五号）により申請者に通知するものとする。

（平一二規則一八・平一七規則三二・一部改正）

（届出事項等）

第九条 条例第八条の規定による届出事項は、対象者又は保護者に関し次の各号に定める事項に変更があった場合とし、同条による届出は、重度心身障害者医療費受給者証等交付申請事項変更届（様式第六号）に受給者証を添付して行うものとする。

一 氏名

二 住所

三 条例第二条第一号、同条第二号若しくは同条第三号に定める者の障害の程度

四 対象者が加入している国民健康保険法、社会保険各法の被保険者又は組合員

五 対象者が加入している社会保険各法の保険者及びその所在地、名称

（平一二規則一八・平一七規則三二・一部改正）

（添付書類の省略）

第十条 町長は、この規則に定める申請書又は届出に添付すべき書類のうち、公簿等によっ

て証明すべき事実を確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(平一二規則一八・一部改正)

(受給者証等の返還)

第十一条 対象者が条例第二条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合又は条例第三条に規定する支給の制限を受ける場合は、すみやかに受給者証等を町長に返還しなければならない。

(平一二規則一八・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成五年十月一日から施行する。
- 2 この規則による規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年一〇月三日規則第一三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成六年十月一日から適用する。
- 2 この規則による規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年一二月三日規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の野辺地町重度心身障害者医療費助成規則の規定は、平成八年六月一日以降の療養に係る助成について適用し、平成八年五月三十一日までの療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年一一月五日規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の野辺地町重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定は、平成九年九月一日以降の療養に係る助成について適用し、平成九年八月三十一日までの療養については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年三月二七日規則第一一号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年九月二五日規則第一八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年十月一日から施行する。
- 2 この規則による規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療

については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年三月二一日規則第四号）

この規則は、公布の日から施行し、平成十三年一月一日以後の受療について適用する。

附 則（平成一四年一二月一九日規則第二三号）

この規則は、公布の日から施行し、平成十四年十月一日以降の受療について適用する。

附 則（平成一六年六月二一日規則第二九号）

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日規則第三二号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年八月一八日規則第九号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

附 則（平成二一年七月三一日規則第一九号）

この規則は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日規則第五号）

この規則は平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年七月二四日規則第一七号）

この規則は、平成二十五年八月一日から施行する。

附 則（平成二七年一二月二八日規則第一六号抄）

（施行期日）

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

様式第1号(第3条関係)

※受 付	※受給資格	※ 受 給 者 証										
年 月 日	有・無	公費負担者 番 号	8	0	0	2					発行	年 月 日
		受給者番号										
重度心身障害者医療費受給者証等(交付・更新)申請書												
野辺地町長 宛												年 月 日
住 所												
(申請者) 氏 名												
個人番号												
電話番号												
下記のとおり、重度心身障害者医療費の助成を受けたいので、野辺地町重度心身障害者医療費助成条例施行規則第3条に規定する受給者証（決定通知書）の交付を申請します。												
障 害 者	住 所											
	氏 名					性 別	男・女					
	生年月日	年 月 日生				個人番号						
加 入 医 療 保 険	被 保 険 者 証		被保険者又は組合員の氏名								付 加 給 付	
	記 号										有 ・ 無	
	番 号											
	保 険 者 名	所 在 地										
名 称												
世 帯 の 状 況	氏 名		生年月日			個人番号			対象者との続柄			
重度心身障害者医療費受給者証等の交付申請及び資格更新に伴う審査のため、世帯情報及び所得・課税状況について、公簿等により確認することに同意します。												
申請者氏名												印

(注) 1、各医療保険の被保険者証、身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳、前年の所得状況が明らかになる書類を添付してください。

2、※印欄は、記入しないこと。

様式第 2 号の 1 （第 3 条関係）

（おもて）

障 重度心身障害者医療費受給者証										
公費負担者番号			8	0	0	2	0	4	0	7
受給者番号										
受給者	住 所		青森県上北郡野辺地町字							
	氏 名									
	生 年 月 日		昭・平 年 月 日							
加入保険	種 類									
	記 号 ・ 番 号									
被 保 険 者										
一 部 負 担 割 合										
有 効 期 限			平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで							
発 行 機 関 名			青 森 県							
及 び 印			野辺地町長							
交付年月日			平成 年 月 日							

（う ら）

注 意 事 項

- 1、この証は、あなたが医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2、診療等を受けるときは、医療被保険者証とともに医療機関の窓口に提示してください。
- 3、「一部負担金の割合」が1割と記載されている場合は、医療機関等の窓口で一部負担金（1割）を支払ってください。
- 4、次の場合は必ず届け出ください。
 - （1）住所を変更したとき。
 - （2）氏名を変更したとき。
 - （3）加入保険に変更があったとき。
- 5、この証を破損したり、紛失したときは再発行を受けてください。
- 6、受給資格がなくなったときは、すみやかに返還してください。

様式第2号の2(第3条関係)

重度心身障害者医療費受給者決定通知書
(償還払用)

あなたは、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで、重度心身障害者医療費助成の対象者となりましたので通知します。

平成 年 月 日

野辺地町長 

受給者番号							
受給者	住所						
	氏名						男・女
	生年月日						
被保険者(世帯主)氏名						受給者との続柄	
一部負担金の割合							

(注 意 事 項)

- この決定通知書は、あなたが医療費の助成を受けることができる証明書ですから、大切に保管してください。
- あなたに対する医療費の助成は償還払いですので、一旦病院等の窓口で一部負担金を支払い、後日町役場で還付を受けてください。
なお、「一部負担金の割合」が1割と記載されている場合は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金を控除した額が助成されます。
- 医療費の還付を受けるには、この他に医療費支給申請書が必要です。
- 次の場合は必ず届出してください。
 - 住所を変更したとき。
 - 氏名を変更したとき。
 - 加入医療保険に変更があったとき。
- この証を破損したり、なくしたりしたときは再交付を受けてください。
- 受給資格がなくなったときは、すみやかに返還してください。
- 有効期限が切れる前に、更新手続きをとってください。

様式第3号(第5条関係)

重度心身障害者医療費受給者証等再交付申請書

平成 年 月 日

野辺地町長 殿

住 所
申請者
ふりがな
氏 名 

次のとおり、重度心身障害者医療費受給者証(決定通知書)の再交付を申請します。

受 給 者 氏 名		受給者番号	
再 交 付 の 理 由	(1) 受給者証(決定通知書)をなくしたため。 (2) 受給者証(決定通知書)の汚損、破損が著しく使用不可能なため (3) その他 ()		

- (注) 1 理由欄の該当する数字を○印で囲むこと。
2 (2)、(3)については必ず受給者証を添付すること。

様式第4号(第6条関係)

(裏面参照のこと)

受給者記入欄	重度心身障害者医療費支給申請書														
	野辺地町長										年 月 日				
	申請者										住 所				
	氏 名										印				
	受給者証	公費負担者番号	8	0	0	2					加入者保険	記 号			
		受 給 者 番 号										番 号			
	受 給 者	氏 名									附 加 給 付	保 険 者 名			
		生 年 月 日	年 月 日									有 無	有・無		
同一月内における世帯員の受領の有無	有無	受給者氏名								一部負担金額	円	高額療養費の額	円		
過去1年間における高額療養費支給回数	回	上記のとおり相違ありません。 年 月 日 申請者氏名 印													
保険医療機関等記入欄	年 月 日から 年 月 日まで		分												
	医療費総額(保険診療対象分)		外来	円							保 険 診 療 に よ る 一 部 負 担 金		円		
			入院	円											
	訪問看護療養費の総利用額(保険対象分のみ)		円							回	数		回		
										基 本 利 用 料		円			
平成 年 月 日 保険医療機関等所在地 名 称 代 表 者 印															
保険薬局記入欄	年 月 日分		処 方 箋 受 付 回 数	回			一 部 負 担 金 額 (保険対象分のみ)			円					
	診 療 報 酬 点 数		点												
	平成 年 月 日 保 険 薬 局 所 在 地 名 称 代 表 者 印														
市町村記入欄	一部負担額 A		控除額附加給付 B					支 給 額 A-B			備 考				
	円		円					円							
	市 町 村 民 税 課 税 対 象 者 の 控 除 額 算 定 欄														
	高 額 療 養 費 の 世 帯 合 算 ・ 附 加 給 付 額 算 定 欄														

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

(裏面)

重度心身障害者医療費申請の注意事項

- 1 同一月内に同一被保険者証の被保険者及び被保険者の自己負担額の合算額が一定額以上を超え高額療養費が支給される場合は、被保険者証及び同一世帯員の領収書、高額療養費支払通知書を添付してください。
- 2 過去1年間に同一被保険者証の被保険者又は被扶養者で、高額療養費の該当回数が4回以上あった場合は、4回目以降は、被保険者証及び支払通知を添付してください。
- 3 院外処方による調剤の場合には保険薬局から証明してもらってください。
- 4 偽りその他不正行為により医療費の支給を受けた場合は、支給を受けた額の全部又は一部を返還していただくことがあります。

様式第5号（第8条関係）

野 町 第 号
平成 年 月 日

野辺地町長

野辺地町重度心身障害者医療費給付決定通知書

平成 年 月末までの申請で、 月診療分までの野辺地町重度心身障害医療費について、下記のとおり決定したので通知します。

記

受 給 者	
給 付 額	円
支 払 日	平成 年 月 日（ ）
支 払 方 法	

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えをするときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に町を被告として（町長が被告代表者となります。）提起することができます。 詳細については、町民課にお問い合わせください。

野 辺 地 町 町 民 課
重 度 心 身 障 害 者 医 療 担 当
問 い 合 わ せ 先 6 4 - 2 1 1 1

様式第6号(第9条関係)

重度心身障害者医療費受給者証等再交付申請事項変更届

平成 年 月 日

野辺地町長 殿

住 所
申請者
ふりがな
氏 名 

次のとおり、重度心身障害者医療費受給に関し交付申請並びに受給者証(受給者決定通知書)の内容に変更がありましたので届けます。

受 給 者 氏 名			受給者番号	
変 更 の 内 容	(1) 住所 (2) 氏名 (3) 障害の程度			
	(4) 対象者が加入している国民健康保険、社会保険の被保険者又は組合員			
	(5) 対象者が加入している社会保険の保険者及びその所在地、名称			
	変 更 前			
	変 更 後			
変 更 年 月 日				

(注) 1 変更の内容欄の該当する数字を○印で囲むこと。

2 受給者証(受給者決定通知書)を添付すること。

様式第7号(第7条関係)

支 給 決 裁 欄					
支 給 額		課 長	課長補佐	担当	課 員

高 額 療 養 費 支 給 申 請 書

(平成 年 月 日診療分)

①被保険者 証の記号 番号		②療養を受けた被保険者 の氏名及び生年月日	年 月 日生		
③傷 病 名					
④療養を受けた病院、 診療所、薬局等の名 称及び所在地	名 称				
	所在地				
⑤④の病院等で療養を 受けた期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑥⑤の期間に受けた 療養に対し医療機 関に支払った額	円		
①振込銀行名及び口座 番号	銀行 本店 第 号 支店				

上記のとおり申請します。
平成 年 月 日

住 所
世帯主 氏 名 印

保険者 殿

上記申請の高額療養費の受領方を下記の者に委任します。
平成 年 月 日

住 所
世帯主 氏 名 印

住 所
受任者 氏 名 印

保険者 殿

様式第7号の2(第7条関係)

委 任 状

私は、平成 年 月 日に支給申請する高額介護合算療養費のうち、野辺地町重度心身障害者医療費助成事業の対象者に係る分の受領方を下記の者に委任します。

平成 年 月 日

申請者	住所	
	氏名	印
受任者	住所	
	氏名	印

保険者 殿

様式第8号(第7条関係)

高額療養費給付額調書

被保険者 記号番号	医 療 機 関 名	受 療 者 氏 名	診 療 月	(ア) 高額療養 費給付額	(イ) 対象者の 一部負担 額	世帯員の状況		(エ) 備 考 (算定内 容)
						受 療 者 氏 名	(ウ) 一 部 負 担 額	

上記のとおりです。

平成 年 月 日

保険者



野辺地町長 殿

- (注) 1 市町村長は、高額療養費給付額欄を除き記入すること。
- 2 保険者は、高額療養費給付額欄に記入のうえ市長村長に送付すること。
- なお、世帯合算による高額療養費支給の場合のみ(イ)欄以降を記入すること。
- その際の算定方法は次によること。
- (エ)欄に記入すること。なお円未満は切り捨てとする。)
- $$(ア) = (イ) \div (イ) + (ウ) \times \{(イ) + (ウ) - 72,300円(+1\%加算分)\}$$
- 低所得者35,400円
- 3 2部提出すること。

様式第9号(第3条関係)

重度心身障害者医療費受給者証交付台帳

[illegible]

様式第1号（第3条関係）

（平27規則16・全改）

様式第2号の1（第3条関係）

（平25規則17・全改）

様式第2号の2（第3条関係）

（平17規則32・全改、平20規則9・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

（平12規則18・全改）

様式第4号（第6条関係）

（平17規則32・全改）

様式第5号（第8条関係）

（平25規則17・全改）

様式第6号（第9条関係）

（平12規則18・全改、平17規則32・旧様式第5号繰下）

様式第7号（第7条関係）

（平12規則18・全改、平17規則32・旧様式第6号繰下、平24規則5・一部改正）

様式第7号の2（第7条関係）

（平21規則19・追加）

様式第8号（第7条関係）

（平17規則32・旧様式第7号繰下・全改）

様式第9号（第3条関係）

（平17規則32・旧様式第8号繰下・全改）